

## 農業関係技能実習並びに特定技能の運用状況等

公益社団法人日本農業法人協会

### 1. 「ビジネスと人権」に則った取り組み

当協会では、令和5年2月に「日本農業法人協会における人権方針」を策定し、あわせて、令和6年2月に「農業分野におけるビジネスと人権対応マニュアル」を作成、公開した。

また、令和7年4月から、外国人材の労災を防止するため外国人材向けの雇入れ時安全研修会を開始した。令和7年6月には、「ビジネスと人権」に係るセミナーを開催し、外国人材活躍のための職場環境整備並びにハラスメント防止について研修を行った。

### 2. 今後の課題

#### (1) 外国免許切替制度について

農業現場では、圃場間の移動や機械・収穫物の運搬等で、自動車の利用は必須であり、実習生や特定技能外国人に免許証の取得を奨励する会社も多い。また、農村地域では、通勤やスーパー等への買い物にも自動車利用が不可欠のところも多く、そのために免許証を取得する実習生等も存在する。

日本人従業員が送迎や買い出しの際の運転手を務めていては、著しく労働生産性を低下させることとなる。かと言って、移動手段を自転車だけにしていては、他地域・他産業への人材流出の一因とも成りかねない。

免許証の取得方法は、「外免切替」が一般的となっている。

地域によっても異なるが、5回以上受験してやっと合格するという者が多い中、受験機会は極端に少なく、途中で諦める者も多い。

#### 【参考】受験機会の状況

A県：月に1回受験できる。完全予約制であり、予約が取れない月もある。

B県：完全予約制で、1度不合格になると3カ月は予約が取れない。

このような状況の中、2025年10月から制度の厳格化が図られるが、これにより、免許証の取得までの期間がさらに長期化すると、人材流出が現実化するとの懸念が多い。

そのため、以下の対策もあわせて実施してもらいたい。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①受験機会の増加</li><li>②自動車教習所の多言語化支援</li></ul> |
|---|

## (2) 育成就労制度における監理支援機関の許可要件等について

農業は、中小企業や個人事業主が圧倒的に多く、一受入機関当たりの受入人数も3～4人程度である。また、受入機関が農村地域に点在している場合が多い。そのため、他産業に比べ効率性が良いとは言えない状況である。

令和9年4月に予定されている育成就労制度等では、監理支援機関の役職員1人当たりの受入機関が8者未満かつ育成就労外国人を40人未満とするとされた。

このままでは、多くの監理支援機関が農業から撤退するのではないかと、もしくは農業分野だけ監理費を値上げされるのではないかと懸念が強い。

以上

## 技能実習・育成就労・特定技能制度にかかる課題と要望について

令和 7 年 7 月  
J A 全 中  
営農・担い手支援部

### 1. 日本語教育にかかる課題等について

#### (1) 外国人材が感じている課題

e ランニング・日本語教室いずれの場合も、本人の受講意志および受入れ農家も受講を推奨しているものの、「日程や配信時間・期間」、「費用関係」「通信環境」「日本語教室への通所距離」「日本語レベルが上位になるにつれ、就労を対象とした教育機関自体がない」といった産業特性・地域性に基づいた課題がある。

#### (2) コンテンツの課題

日本語（方言）の習得にあたっては、地域生活や仕事に結びつくような工夫が必要。

特に農作業安全にかかる緊急時の声掛けについては、正確に伝わる必要があるものの、必ずしも標準語・共通語といったものとはならない実態がある。

#### (3) 地方自治体による日本語教育取り組み強化の必要性

地域によっては、教育事業者等の経営資源が不足していることもあり、取り組みが進みにくい状況も見受けられる。

そのような中、地方自治体によっては、教育事業者と連携する等により、取り組みを強化していただいているものの、全国的には地方自治体の取り組み支援が不足していると考えている。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の着実な展開をお願いしたい。

#### (地方自治体による e ラーニング取組例)

[茨城県外国人向け日本語学習支援 e-ラーニングシステムについて／茨城県学習支援者用 高知県内在住者限定 日本語 e ラーニング 申し込みフォーム](#)

### 2. 農業分野にかかる啓発資材の作成について

全世界的に労働力不足が長期に続くなか、外国人材から日本農業が選ばれる人材育成・労働市場として、信頼を高めていくためには、外国人材、受入れ農業者、地域住民それぞれに対する制度にかかる啓発資材が必要と考える。

他産業分野では、外国人材や受入れ機関のインタビュー動画の提供も行われており、地域住民との共生の観点から、農業分野では、地域住民の理解促進も図れるよう、対象者別に啓発資料の作成をお願いしたい。

(事例)

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（外国人雇用の手引き）

土地・不動産・建設業：概要、関係資料【特定技能制度（建設分野）】 - 国土交通省

以上

(案)

農業技能実習事業協議会決定第4号

令和7年7月●●日

農業職種・作業に係る技能実習生の適正な受入れを行うために講じる措置等

本事業協議会は、主務省庁である出入国在留管理庁及び厚生労働省（又は外国人技能実習機構）（以下「主務省庁等」という。）から農林水産省に提供された情報の活用方法を下記の第1条及び第2条で、本事業協議会が把握した情報を農林水産省を通じて主務省庁に情報提供することを第3条で定める。

記

第1条 事業協議会は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）の主務省庁等から本協議会の事務局である農林水産省に提供された農業職種における改善命令又は技能実習計画の認定取消しを受けた実習実施者の情報を、必要に応じて、実習実施者への指導・助言並びに農業職種における不適正な受入れの防止のための取組及びその周知・啓発に関する協議に活用する。

第2条 事業協議会は、主務省庁等から本協議会の事務局である農林水産省に提供された農業職種・作業における行方不明となった技能実習生の所属する実習実施者の情報を、必要に応じて、実習実施者への指導・助言並びに農業職種における技能実習生の失踪防止のための取組及びその周知・啓発に関する協議に活用する。

第3条 事業協議会は、実習実施者又は監理団体に関する不適正な受入れの情報（疑いがあるものを含む。）を把握した場合は、農林水産省を通じて、主務省庁等に対し、当該情報の提供を行う。

第4条 事業協議会は、第1条又は第2条に基づき提供を受けた情報について、農業職種における技能実習を行う技能実習生の適正な受入れの促進を図ることのみを目的として利用し、法令の規定による場合を除き、その他の目的で利用することや、他者に提供は行わないこと及び提供を受けた情報の機密性の保持を確保するものとする。



(案)

農業分野運営委員会決定第4号

令和7年7月●●日

農業分野の特定技能外国人の適正な受入れを行うために講じる措置等

本協議会は、出入国在留管理庁から農林水産省に提供された情報の活用方法を下記の第1条から第2条で、本協議会が把握した情報を農林水産省を通じて出入国在留管理庁に情報提供することを第3条から第5条までで定める。

記

第1条 協議会は、出入国在留管理庁から本協議会の事務局である農林水産省経営局就農・女性課に提供された農業分野における改善命令又は欠格事由認定を受けた特定技能所属機関の情報のうち、特に当該協議会における各種取組の促進に寄与すると認められる情報を、特定技能所属機関への指導・助言並びに農業分野における不適正な受入れの防止のための取組及びその周知・啓発に活用する。

第2条 協議会は、出入国在留管理庁から本協議会の事務局である農林水産省経営局就農・女性課に提供された農業分野における行方不明となった特定技能外国人の所属する特定技能所属機関の情報のうち、特に当該協議会における各種取組の促進に寄与すると認められる情報を、特定技能所属機関への指導・助言並びに農業分野における特定技能外国人の行方不明防止のための取組及びその周知・啓発に活用する。

第3条 協議会構成員は、特定技能所属機関に関する不適正な受入れの疑いに関する情報を把握した場合は、協議会事務局に対し、当該情報の提供を行う。

第4条 協議会は、特定技能所属機関に関する不適正な受入れの疑いに関する情報を把握した場合は、農林水産省を通じて出入国在留管理庁に対し、当該情報の提供を行う。

第5条 協議会は、本協議会から構成員が除名された場合は、農林水産省を通じて出入国在留管理庁に対し、当該構成員に関する情報の提供を行う。

第6条 協議会は、第1条又は第2条に基づき提供を受けた情報について、農業

(案)

分野における特定技能外国人の適正な受入れの促進を図ることのみを目的として利用し、法令の規定による場合を除き、その他の目的で利用することや、他者に提供は行わないこと及び提供を受けた情報の機密性の保持を確保するものとする。

第6回農業技能実習事業協議会・  
第10回農業特定技能協議会運営委員会 資料

外国人材受入  
に関する情報は  
こちら



# 農業分野における外国人材の受け入れ

令和7年7月31日

経営局 就農・女性課



農林水産省



# 外国人材受入総合支援事業

【令和7年度予算額196(243)百万円】  
(令和6年度補正予算額1,275百万円の内数)

## <対策のポイント>

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

## <事業目標>

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援します。

### ○ 令和7年度当初予算

#### 技能試験の円滑な実施

・特定技能外国人の受入れに向けて試験を作成。国内47都道府県及び海外で試験を実施。

### 2. 外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。

また、飲食料品製造業及び外食業分野において特定技能外国人の受入れ体制強化を支援します。

#### 外国人材が働きやすい環境の整備

##### <相談窓口の設置>



・多言語に対応した電話、メール、対面等により、外国人材等がアクセスしやすい相談体制を整備

##### <優良事例の収集・周知>



・雇用主による就労環境改善等のモデルとなりうる取組事例を周知

### 3. (令和6年度補正予算) 雇用就農緊急対策のうち外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援

農業分野において、海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供のためのカリキュラム作成・産地講習会の開催等**の取組を支援します。

### ○ 令和6年度補正予算

#### <現地説明・相談会の実施>

・日本の農業現場の理解促進、就労意欲の喚起を図るため海外教育機関等と連携し、説明会を実施

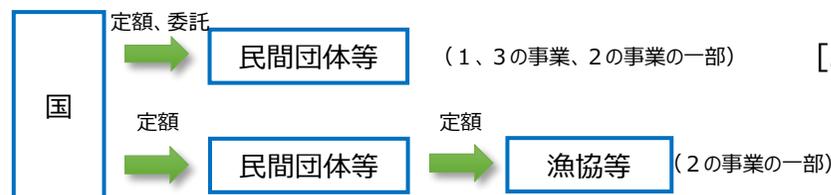


#### <学習機会の提供>

・農業生産に必要な知識を学ぶ講習会を実施



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(農業分野)	経営局就農・女性課	(03-6744-2159)
(漁業分野)	水産庁企画課	(03-6744-2340)
(飲食料品製造業分野)	大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	(03-6744-1869)
(外食業分野)	大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課	(03-6744-2053)

# 農業分野において外国人材向けのユーザビリティを向上

## 外国人材からの相談対応

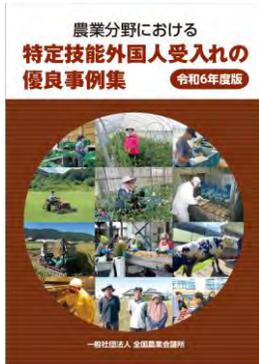
- ・外国人材からの相談に対応したLINEチャット・チャットボットを設置
- ・チャットボットの内容で解決できない相談内容については、チャットからそのまま電話が可能。



<対応言語>  
 やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、クメール語、シンハラ語、ネパール語  
 ※LINEチャットは、やさしい日本語のみ

## 外国人材受入の優良事例集

- ・農業分野で特定技能外国人を受入れている農業者等の優良事例を紹介し、支援の工夫や受け入れる際の心構え、技能実習生との役割分担など参考となる情報を掲載
- ・令和6年度版については、英語、ベトナム語、インドネシア語に翻訳予定



<対応言語>  
 日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語

## 学習用eラーニング

・「安全衛生」「耕種農業」「畜産農業」の基礎をオンラインで学ぶことができる外国人材向けのeラーニングシステムを作成・公開

・動画はやさしい日本語で説明しており、テキストは外国語版も公開【テキスト例】



<対応言語>  
 やさしい日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、カンボジア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語

eラーニング登録はコチラ



## 労働安全衛生リーフレット

・農作業現場に就労する外国人材が農作業を安全で衛生的に行うため、農作業安全の教育用リーフレットの外国語版を作成



農作業安全



熱中症対策



<対応言語>  
 日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語  
 ※クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語は熱中症対策チラシのみ

# 農業分野における特定技能外国人受入れの優良事例

## 株式会社Farm大越

～キャリアアップ、昇給は実力主義～

### <基本情報>

- 栃木県宇都宮市
- 耕作面積:28ha(露地)、ハウス72棟
- 主な作物:イチゴ、オクラ、水稻等
- 外国人材:38人(うち特定技能29人)



### <外国人材の受入れについて>

- ・深刻な人手不足をきっかけに受入れを開始。
- ・多種・多様な人材を採用している。
- ・日本でどのような生活がしたいか、帰国してやりたいこと等の目標設定を大切にしている。

### <特徴的な取組>

- ・就業規則により待遇は日本人と同じ。
- ・3カ月ごとの面談時に目標を設定し、3カ月後に達成できれば給与アップとしている。
- ・外国人リーダーを配置。農場長や管理職への昇格も検討。
- ・GAP (JGAP、グローバルGAP) やHACCP等を取得し教育している。

※令和5年度優良事例集に掲載

## 株式会社みっちゃん工房

～国籍を隔てず働くすべての人が幸せになる職場づくり～

### <基本情報>

- 熊本県上益城郡益城町
- 耕作面積:3ha(ハウス66棟)
- 主な作物:ベビーリーフ
- 外国人材:特定技能6人



### <外国人材の受入れについて>

- ・平成28年から受入れ開始。
- ・ベトナムに赴き、現地で面接を行った。
- ・外国人材はみんな努力家でお互いに成長できていると感じている。

### <特徴的な取組>

- ・加工場のリーダーに外国人材を登用。工場の責任者として、品質管理や作業全体の流れの管理、作業人員のシフトの管理などを担う。
- ・希望者へ週1回、勤務終了後に日本語学習の場を設けている。現在は日本語能力試験N2に合格した者が2名。
- ・運転免許取得の際は費用を負担。
- ・日本を好きになってほしいとの思いから研修旅行に参加してもらっている。

※九州農政局事例(令和6年度)に掲載

### 事例掲載ページ

・R6年度事例集  
[https://asat-nca.jp/jp/images/jireisyu\\_2024.pdf](https://asat-nca.jp/jp/images/jireisyu_2024.pdf)

・過去の事例集  
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/new.html#jirei>

・九州農政局事例  
<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/keiei/gaikokujinzai.html>

・沖縄総合事務局事例  
<https://www.ogb.go.jp/nousui/keiei/foreigner>

# 外国人材の呼び込みのための現地説明・相談会（海外ジョブフェア）の取組み

- 日本農業への就労意欲の喚起・技能試験の受験促進を目的に、現地の教育機関等と連携した海外ジョブフェアを開催
- 日本側からは農業経営者も参加し、外国人材採用の足がかりとするほか、日本での働き方や暮らし方を紹介
- 令和6年度では、インド、カンボジア、ネパール、インドネシア、ベトナムにおいて開催

## <開催概要>

### (主なプログラム)

- ① 政府関係者・来賓あいさつ
- ② 日本での就労・生活の様子を動画で紹介
- ③ 特定技能制度(SSW)の説明
- ④ 受入れ機関・地方自治体の経営紹介(動画など)
- ⑤ 農業経営体と参加者との個別相談会  
(カンボジアでは、先輩の体験談・心構えを紹介)

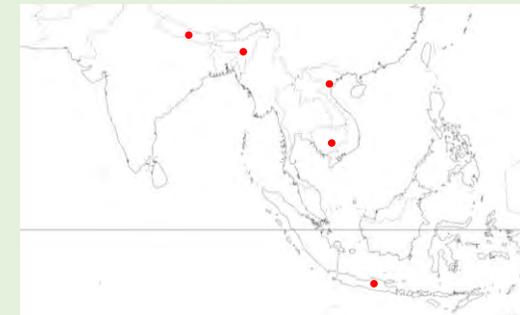
実施場所	教育機関等	参加人数
インド デヒマプール	ナガランド大学農業科学 スクール	インド側:360名、日本側:8社
カンボジア プノンベン	カンボジア王立農業大学	カンボジア側:400名、日本側:2社
ネパール カトマンズ	—	ネパール側:200名、日本側:5社
インドネシア ジョグジャカルタ	ガジャマダ大学	インドネシア側:650名、日本側:8社
ベトナム ハノイ	ベトナム国立農業大学	ベトナム側:400名、日本側:5社



特定技能制度の説明



帰国実習生の講演



## <参加者の声>

- ・参加者は、57.3%(63名)が「日本の農業分野で働きたい」、71.8%(79名)が「特定技能試験を受験したい」と回答(インドネシア)。
- ・農業経営体は、「日本の農業の関心を持ってきて嬉しい」「内定につながった」「今後も積極的に採用したい」と回答(複数国)。
- ・送り出し機関は、「日本の受入れ機関も外国人材を雇いたい経営体が多くいることを知れて良かった」と回答。

## 農林水産省の取組

### ◆ 相談窓口の設置（外国人受入総合支援事業）

- ・ 株式会社JTBが外国人材・事業者向けに13言語に対応した相談窓口を運営
- ・ 新たにLINEチャット・チャットボットの運用を開始
- ・ 失踪防止や不法就労防止に関する働きかけを特に強化

### ◆ 受入れ農家等への周知

- ・ 特定技能地域協議会の構成員である受入農家等に対して、失踪防止対策や不法就労防止に係るリーフレットを配布・周知

### ◆ 都道府県・市町村等への周知

- ・ 都道府県及び市町村の外国人担当窓口（約1,100）を登録し、失踪防止対策や不法就労防止に係るリーフレット等を配布・周知
- ・ JA系統、農業委員会系統、日本農業法人協会にも傘下会員に対し周知を依頼

### ◆ 適切な労務管理の分析・とりまとめ（農水省の広報資料）

- ・ 農水省の補助事業により、以下の資料を作成
  - ① 外国人材を雇用する際の労務管理上の注意事項等をまとめたマニュアル
  - ② 処遇や労務管理等の好事例をまとめた優良事例集
- ・ 併せて全国9ブロックにおいて受入農家等に直接説明

### ◆ 失踪防止セミナーの開催

- ・ 令和6年度は関東地域や東海地域において失踪防止セミナーを開催（会場はさいたま市、名古屋市）
- ・ セミナーでは、失踪事例に基づいた事案発生後の対応や再発防止について紹介するなど外国人材受入れに係る適切な配慮を啓発

## 農業者等に提供している資料リスト （出入国在留管理庁）

### ◆ 技能実習生の失踪者の状況（データ）

出入国在留管理庁が技能実習制度及び特定技能制度における、失踪者数の推移を公表（職種別・国籍別のデータ等）

### ◆ 失踪防止に向けた主な施策

①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策、②技能実習生を失踪させないための施策、③失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策等を記載

### ◆ 失踪を発生させないための取組（事業者向け）

受入れ機関を対象に、失踪が発生してしまった場合に行う対応や失踪を発生させないために配慮すべきこと等を記載

### ◆ 失踪を発生させないための取組（外国人向け）

外国人を対象に、①来日前の確認事項、②「こうかんノート」の活用、③乱暴防止、④危険な誘いなどの各種リーフレット

### ◆ 不法就労防止の啓発（事業者向け）

外国人を雇用する事業主向けに、不法就労となるケース、法令上の罰則、外国人を雇用した際の届出等を掲載併せて、在留カードの真偽判断のポイントについても注記